

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱（案）

（名称）

第1条 本委員会は、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、市川海岸塩浜地区の護岸について、三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）が策定したによる「三番瀬再生計画案」を基に、県の「三番瀬再生計画（事業計画）」等の策定を念頭に三番瀬再生会議と連携しながら、**且つ地域の参加を得て**、下記に掲げる事項を**の具体的な検討を行い**、防護・環境・利用を踏まえた計画の策定に資することを目的とする。

なお、実施に当たっては本計画を反映させるものとする。

- 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）
- 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）
- 3) 工事施工計画
- 4) 各種モニタリング調査（範囲、期間、手法等。）

（委員及び任期）

第3条 委員は、別表1に掲げるもので構成する。

- 2 委員の任期は1年間を原則とするが、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置き、学識者がその職務を行う。

- 2 委員長は、知事の指名による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

（事務局）

第6条 事務局は、県土整備部河川計画課に置く。

- 2 事務局は、別表2に掲げるもので構成する。
- 3 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

（議事の公開）

第7条 委員会は、公開するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附則 この要綱は、平成17年 月 日から施行する。

別表 1

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会委員名簿

(敬称略・委員長及び行政関係者以外は50音順)

No	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名 (専 門) 等	
1	学 識 者	委員長	矢内 栄二	千葉工業大学・教授 (海岸工学)
2		委員	工藤 盛徳	東海大学・名誉教授 (漁業)
3		委員	倉阪 秀史	千葉大学・助教授 (環境政策)
4		委員	清野 聡子	東京大学大学院・助手 (底生生物)
5		委員	村木 美貴	千葉大学・助教授 (都市計画)
6	漁業関係者	委員	及川 七之助	南行徳漁業協同組合・専務理事
7		委員	澤田 洋一	市川市行徳漁業協同組合・会計理事
8	環境保護団体	委員	大野 一敏	NPO法人ベイプラン・アソシエイツ・理事長
9		委員	佐野 郷美	市川緑の市民フォーラム・事務局長
10		委員	竹川 未喜男	千葉の干潟を守る会
11	地元住民	委員	歌代 素克	市川市南行徳地区自治会連合会・会長
12		委員	川口 勲	三番瀬再生会議・公募委員
13		委員	後藤 隆	三番瀬再生会議・公募委員
14		委員	富田 伸彦	市川市塩浜協議会まちづくり委員会・委員長
15	行政関係者	委員	田草川 信慈	市川市建設局街づくり部・部長
16		委員	小坂 泰久	千葉県県土整備部河川計画課・課長
17		委員	井上 富雄	千葉県県土整備部河川環境課・課長
18		委員	石田 秀司	千葉県葛南地域整備センター・所長

別表 2

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会事務局員名簿

No	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	事務局長	大 道 等	千葉県県土整備部河川計画課・事業計画室長
2	局 員	青 木 高 臣	千葉県県土整備部河川環境課・防災海岸室長
3	局 員	横 田 範 雄	千葉県県土整備部河川計画課・副主幹
4	局 員	宝 地 兼 次	千葉県県土整備部河川環境課・副主幹
5	局 員	増 岡 洋 一	千葉県葛南地域整備センター・次長
6	局 員	長 井 洋 一	千葉県葛南地域整備センター・建設課長

海 岸 法

○目的について

(目的)

第1条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

○海岸保全区域について

(海岸保全区域の指定)

第3条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第2章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区として指定することができる。

ただし、・・・。

第2項 (保安林又は保安施設地区に関する海岸保全区域指定関連)

第3項 前2項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限ってするものとし、陸地においては満潮時(指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。)の水際線から、水面においては干潮時(指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。)の水際線からそれぞれ50メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ50メートルをこえて指定することができる。

海岸保全区域の考え方

